

研究活動における不正行為への対応に関する細則

(2017年2月28日制定)

最近改正 2021年1月28日

(趣旨)

第1条 この細則は、「公正な研究活動の推進に関する規程」(以下「公正規程」という。)
第19条第4項に基づき、大谷大学及び大谷大学短期大学部において、研究活動における不正行為が生じた場合の対応等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、特に定めのない限り、公正規程に定める用語の定義に従う。

(予備調査)

第3条 対応責任者は、公正規程第16条第3項第3号の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するとともに、予備調査を実施するものとする。

- 2 対応責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を設置する。
- 3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、告発者からの事情聴取又は告発の内容に基づき、次の事項について調査する。
 - (1) 当該告発がされた不正行為が行われた可能性
 - (2) 公正規程第18条第1項第3号の規定により示された科学的かつ合理的理由の論理性
 - (3) 告発内容の本調査における調査の可能性
 - (4) その他必要と認める事項
- 4 予備調査委員会は、次の者をもって構成する。ただし、構成員が告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する場合は、対応責任者が指名した者と交代させなければならない。
 - (1) 副学長等のうち対応責任者が指名した者 若干名
 - (2) 被告発者が専任の教育職員の場合、被告発者が所属する学科の学科主任
 - (3) その他対応責任者が必要と認めた者
- 5 予備調査委員会は、前項第1号の委員のうち、対応責任者が指名した者を委員長とする。
- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、被告発者に対して事情聴取を行うことができる。
- 7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を対応責任者に報告する。

(本調査の決定)

第4条 前条第7項の報告を受けた対応責任者は、不正行為に関する告発を受け付けた後、30日以内を目安に本調査を行うかどうかを決定し、統括管理責任者及び最高管理責任者

に報告する。

- 2 対応責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を告発者に通知する。その場合、予備調査委員会は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る告発者及び配分機関等の求めに応じ開示するものとする。
- 3 対応責任者は、本調査の実施を決定したときは、本調査を行う旨を告発者、被告発者及び被告発者が所属する機関に通知する。また、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。加えて、研究活動における不正行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、決定から30日以内を目安に本調査を開始する。

(調査委員会)

第5条 調査委員会は、対応責任者が指名する次の者をもって構成し、第1号委員を委員長とする。

- (1) 副学長等のうちから 1名
 - (2) 当該告発の対象となっている研究分野の有識者 若干名
 - (3) その他必要と認める者
- 2 調査委員会の委員の過半数は、学校法人真宗大谷学園(以下「本学園」という。)に属さない外部有識者でなければならない。
 - 3 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから最高管理責任者が委嘱する。
 - 4 対応責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を告発者及び被告発者に通知する。

(異議申立て)

第6条 前条第4項の通知を受けた告発者及び被告発者は、調査委員会の構成について異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、対応責任者に異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立てがあった場合、対応責任者はその内容を審査し、必要と認める場合は、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。
- 3 対応責任者は、前項により委員を交代させたときは、当該調査委員の所属及び氏名を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第7条 調査委員会は、次の調査を行う。

- (1) 被告発者及びその関係者(以下「調査対象者」という。)からの事情聴取
 - (2) 告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の関係資料等の調査
 - (3) 再実験その他の本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 2 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をしなければ

ならない。

- 3 告発者及び調査対象者は、調査委員の調査に対して誠実に協力し、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 4 調査委員会は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を取る。
- 5 調査委員会は、当該告発に係る研究活動の予算配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を提出するものとする。

(認定の手續)

第8条 調査委員会は、本調査の開始から150日以内を目安に、次の事項について認定し、内容をまとめるものとする。

- (1) 不正行為が行われたか否か。
 - (2) 不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
 - (3) 不正行為が行われていないと認定したときは、告発が悪意に基づくものであったか否か。
- 2 調査委員会は、前項第3号の認定に当たっては、告発者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 調査委員会は、第1項の認定を終了したときは、直ちに対応責任者に報告する。報告を受けた対応責任者は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

(認定の方法)

第9条 調査委員会は、被告発者からの説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

- 2 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第10条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む）を了承した後に、速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に文書により通知する。また、被告発者が所属する機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関等及び

文部科学省に報告する。

- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者が所属する機関にも通知する。

(不服申立て)

第11条 不正行為と認定された被告発者は、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者においても、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。
- 3 前2項の不服申立ては、文書を窓口へ提出することにより行わなければならない。
- 4 前3項の不服申立ては、原則として、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。
- 5 最高管理責任者は、第1項の不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 6 最高管理責任者は、第2項の不服申立てがあったときは、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(審査)

第12条 最高管理責任者は、前条第1項の不服申立てがあったときは、対応責任者を通じて速やかに調査委員会に報告し、不服申立ての審査を行わせるものとする。なお、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて、他の者に審査させる。

- 2 調査委員会は、前条第1項の不服申立てについて、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、対応責任者に報告する。
- 3 対応責任者は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該審査の結果を文書により告発者及び被告発者に通知する。また、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(再調査)

第13条 調査委員会は、不正行為と認定された被告発者からの不服申立ての再調査については、再調査の開始から50日以内を目安に、先の本調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに対応責任者に報告する。対応責任者は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該結果を了承した後に、文書により被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

- 2 調査委員会は、告発が悪意に基づくものと認定された告発者からの不服申立てについては、30日以内を目安に再調査を行い、その結果を直ちに対応責任者に報告する。対応責任者は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該結果

を了承した後に、文書により告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
加えて、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

3 告発者及び被告発者は、前2項の結果に対して不服を申立てることはできない。

(調査結果の確定)

第14条 最高管理責任者は、第10条から第13条までの手続を経て、調査結果を確定する。

(補佐者の同席)

第15条 予備調査委員会及び調査委員会は、第3条から第13条までの手続に際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、告発者又は被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

(期限内の達成が困難な場合の報告)

第16条 対応責任者は、第4条第1項及び第3項、第8条第1項、第13条第1項及び第2項で定められた目安内の達成が著しく困難であることが判明した場合は、その理由及び達成予定日を、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省その他必要な機関に報告する。

(公表)

第17条 対応責任者は、不正行為が確定した場合は、当該結果の内容について公表する。
また、告発が悪意に基づくものと確定したときも、当該結果を公表する。

2 前項の公表方法及び公表内容については、「研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用が確認された場合における公表方法及び公表内容に関する取扱い」に定める。

3 対応責任者は、不正行為が行われなかったと確定した場合は、原則として当該結果の内容について公表しない。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第18条 対応責任者は、不正行為が確定した場合、次の措置をとらなければならない。

(1) 被告発者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び関係副学長等への勧告

(2) 関連教育研究機関、関連学会、学術誌編集委員会等への通知

(3) その他本学園に損害が生じたときの損害賠償等の必要な措置

2 対応責任者は、告発が悪意に基づくものと確定した場合、前項に準じた措置を取るものとする。

3 最高管理責任者である学長は、不正行為が行われた又は悪意に基づく告発があったと確定したときは、懲戒委員会に諮る必要性の有無を判断するものとする。

(被告発者の保護及び関係者への不利益取扱いの禁止)

第19条 対応責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、告発に係る不正行為の事実

が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、調査委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

- 2 最高管理責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、告発に係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、悪意に基づく告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、不正行為に係る告発を行ったこと、告発に基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該事案に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務等)

第20条 不正行為に係る事案にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(所管)

第21条 この細則に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

(改廃)

第22条 この細則の改廃は、公正な研究活動推進委員会に諮り大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第23条 研究活動における不正行為が生じた場合の措置について、この細則に定めのない事項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)、その他関係法令通知等に定めるところによる。

付 則

- 1 この細則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 「研究活動における不正行為への対応に関する規程(2008年4月1日制定)」は、廃止する。

付 則

この細則は、2019年7月24日に一部改正し、2019年4月1日に遡及して施行する。

付 則

この細則は、2021年1月28日に一部改正し、2021年4月1日から施行する。